

見逃しません！ 税金・保険料の

滞納

11・12月は
滞納整理強化期間

県、県内の全市町と愛媛地方税滞納整理機構は一丸となり、差し押さえを中心とした滞納整理活動を強化します。

延滞金

納期限を過ぎると、納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じて延滞金が加算されます。

令和7年1月1日からの延滞金は、下の割合で計算され、本税に加算されます。

該当期間	納期限後 1ヶ月以内	納期限後 1ヶ月経過後
令和7年1月1日～	2.4%	8.7%

令和6年度 延滞金の収納額

税金	3,874,806 円
保険料	26,800 円
合計	3,901,606 円

愛媛地方税滞納整理機構

県内の全市町で構成する一部事務組合です。差し押さえなどを前提として、市町から移管された事案の滞納整理を行うところです。

徴収困難な事案については、愛媛地方税滞納整理機構へ移管し、滞納整理の強化を図ります。

滞納を放置しないために

①納付に関する相談はお早めに

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情により、納期ごとの納付が難しい人は、早めに相談してください。

②税金・保険料などの支払いは、便利な口座振替で

納め忘れを防いで確実に納付できます。詳しくは、お問い合わせください。

③税務課管理収納係 ☎ 985-4109 (税金のこと)

保険課保険料係 ☎ 985-4227 (保険料のこと)

税金・保険料は、社会保障、教育や道路整備など、私たちが安心して健康な暮らしをするために重要な役割を担っています。

税金・保険料を滞納することは、納期限までに納付している町民の皆さんとの公平性を欠くことになり、町民サービスに支障を来すことになります。

町では、催告に応じなかった場合は、公平性を保つため、滞納処分(差し押さえ)を執行します。

差し押さえまでの流れ

①滞納発生

↓

②督促状の送付

↓

③催告書の送付

↓

④財産調査

債務者、金融機関、生命保険会社、取引先などへ財産調査を行います。法律に定められているため、本人の承諾は必要としません。

↓

⑤財産差し押さえ



▶例(タイヤロック)

令和6年度 町での差し押さえ件数

預貯金	13 件
保険	10 件
給与・年金	10 件
その他(還付金など)	8 件
合計	41 件